

第2次 人権教育・啓発に関する豊川市行動計画 骨子案

令和3年7月版

目次（案）

第1章 人権施策の背景

- 1 人権施策の動向
 - 1-1 国際社会の動き
 - 1-2 国の動き
 - 1-3 愛知県の動き
 - 1-4 豊川市の動き

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の概要
 - 1-1 計画策定の目的
 - 1-2 計画の期間
- 2 基本的な考え方
 - 2-1 計画の基本理念
 - 2-2 基本的な考え方と姿勢
- 3 計画の体系

第3章 基本計画

- 1 人権教育・啓発の推進
 - 1-1 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進
 - 1-2 学校等における人権教育の推進
 - 1-3 職場における人権教育・啓発の推進
 - 1-4 行政における人権啓発
- 2 重要課題
 - 2-1 女性
 - 2-2 子ども
 - 2-3 高齢者
 - 2-4 障害者
 - 2-5 同和問題（部落差別）
 - 2-6 外国人
 - 2-7 HIV感染者・ハンセン病患者等
 - 2-8 インターネットによる人権侵害
 - 2-9 性的マイノリティ
 - 2-10 刑を終えて出所した人
 - 2-11 さまざまな人権

第4章 計画の推進

1 人権施策の動向

1-1 国際社会の動き

昭和23年(1948年)の国際連合において採択された「世界人権宣言」では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」としています。

その後も国際連合は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」をはじめ、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」など、人権に関する多くの条約・規約等を採択してきました。

また、「国際婦人年」、「国際障害者年」、「国際高齢者年」など、重要なテーマごとに国際年を定め、人権尊重と差別撤廃に向けた取り組みを展開しています。

平成6年(1994年)の国連総会では「人権教育のための国連10年」の決議とその行動計画が採択され、人権教育は国際社会が協力して進めるべき基本的課題であることが示されました。

このほか、平成18年(2006年)には「障害者の権利に関する条約」、平成19年(2007年)には「先住民の権利に関する国際連合宣言」など、多様な人権課題に対する国際法の整備が進められています。

人権に関する国際連合の動向

昭和20年(1945年)	国際連合成立／国際連合憲章調印
昭和23年(1948年)	「世界人権宣言」採択
昭和24年(1949年)	「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択
昭和34年(1959年)	「児童の権利に関する宣言」採択
昭和40年(1965年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」採択
昭和41年(1966年)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」の2つの国際人権規約採択
昭和42年(1967年)	「婦人に対する差別撤廃宣言」採択
昭和43年(1968年)	「国際人権年」
昭和50年(1975年)	「国際婦人年」(「国際婦人の10年」：昭和51年(1976年)～昭和60年(1985年))
昭和54年(1979年)	「国際児童年」／「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択
昭和56年(1981年)	「国際障害者年」
平成元年(1989年)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択

平成6年(1994年)	「人権教育のための国連10年」(平成7年(1995年)～平成16年(2004年))決議
平成11年(1999年)	「国際高齢者年」
平成13年(2001年)	「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」
平成18年(2006年)	「障害者の権利に関する条約」採択
平成19年(2007年)	「先住民の権利に関する国際連合宣言」採択
平成20年(2008年)	国連人権理事会「アイヌ民族との対話」勧告 国連人権理事会「ハンセン病差別撤廃決議」採択
平成23年(2011年)	「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」設置／「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択

1-2 国の動き

我が国では、日本国憲法が掲げる基本的人権の尊重と保障の理念に基づき、人権尊重への取組みが進められてきました。国際連合加入後には、人権に関する数々の条約が締結され、平成7年(1995年)には「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」が批准され、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置されています。

平成9年(1997年)には『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』が策定され、人権教育の積極的推進を図り、国際的視野に立って、一人ひとりの人権が尊重される真に豊かでゆとりある人権国家の実現を目指す方向が示されています。また、この計画では、人権教育の重要課題として女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などが示されています。

平成12年(2000年)には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、平成14年(2002年)には同法に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。この計画では、人権が尊重され相互に共存しうる平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人ひとりの人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であるとされ、人権教育・人権啓発を総合的かつ計画的に推進していくことが必要とされています。

その後も、様々な形で生じる人権問題を解決するための法整備が進められています。平成25年(2013年)には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が成立し、これをもって「障害者の権利に関する条約」の批准が承認されています。その他、平成16年(2004年)には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が、2005年(平成17年)には「犯罪被害者等基本法」が、2006年(平成18年)には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が、2013年(平成25年)には「いじめ防止対策推進法」が施行されました。さらに、2016年(平成28年)には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ハイトスピーチ解消法)」が施行され、同年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されています。

人権に関する国の動向

昭和21年(1946年)	「日本国憲法」公布
昭和22年(1947年)	「教育基本法」施行／「日本国憲法」施行／「労働基準法」施行
昭和23年(1948年)	「児童福祉法」施行／「優生保護法」施行／「民法」改正
昭和25年(1950年)	「身体障害者福祉法」施行／「生活保護法」施行
昭和26年(1951年)	「児童憲章」制定
昭和30年(1955年)	「婦人の参政権に関する条約」批准
昭和31年(1956年)	「国際連合」加入
昭和33年(1958年)	「人身売買及び他人の売春からの搾取に関する条約」批准
昭和35年(1960年)	「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行 「同和対策審議会」設置
昭和40年(1965年)	「同和対策審議会」答申／「保育所保育指針」制定
昭和44年(1969年)	「同和対策事業特別措置法」施行
昭和45年(1970年)	「心身障害者対策基本法」施行

昭和 53 年(1978 年)	「同和対策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行
昭和 54 年(1979 年)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」「市民的及び政治的権利に関する国際規約」批准
昭和 56 年(1981 年)	「障害者の日」設定／「難民の地位に関する条約」批准 「今後における同和関係施策について」(同和対策協議会意見具申)
昭和 57 年(1982 年)	「難民の地位に関する議定書」批准 「地域改善対策特別措置法」施行
昭和 59 年(1984 年)	「今後における啓発活動のあり方について」(地域改善対策協議会意見具申)
昭和 60 年(1985 年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准
昭和 61 年(1986 年)	「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(男女雇用機会均等法)」施行
平成元年(1989 年)	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律(エイズ予防法)」施行
平成 2 年(1990 年)	「保育所保育指針」改定
平成 5 年(1993 年)	障害者対策推進本部「障害者対策に関する新長期計画」策定
平成 6 年(1994 年)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」批准 「学校における同和教育指導資料」(文部省)発行 「新ゴールドプラン(高齢者保健福祉計画)」策定
平成 7 年(1995 年)	「ILO 第 156 号条約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」批准／「高齢社会対策基本法」施行 障害者対策推進本部「障害者プラン(ノーマライゼーション 7ヶ年戦略)」策定
平成 8 年(1996 年)	「地域改善対策協議会意見具申」 「らい予防法の廃止に関する法律」施行 「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」(閣議決定) 男女共同参画推進本部「男女共同参画 2000 年プラン」策定
平成 9 年(1997 年)	「人権擁護施策推進法」施行 「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」とりまとめ
平成 10 年(1998 年)	障害者雇用率(1.8%)の設定(「障害者の雇用の促進等に関する法律」一部改正)
平成 11 年(1999 年)	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症新法)」施行 「男女共同参画社会基本法」施行
平成 12 年(2000 年)	「児童虐待の防止等に関する法律」施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定

平成 14 年(2002 年)	「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定
	「障害者基本計画」策定
平成 15 年(2003 年)	「次世代育成支援対策推進法」施行
平成 16 年(2004 年)	「性同一性障害者の性別の取扱いの特定に関する法律」施行
平成 17 年(2005 年)	「障害者自立支援法」公布
	「犯罪被害者等基本法」施行
平成 18 年(2006 年)	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
平成 20 年(2008 年)	「アイヌ民族は先住民族」国会決議
	「人権教育の指導方法等の在り方について(第3次とりまとめ)」
平成 21 年(2009 年)	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
平成 23 年(2011 年)	「新たな人権救済機関の設置について(基本方針)」法務省
平成 25 年(2013 年)	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」施行
	「いじめ防止対策推進法」施行
平成 26 年(2014 年)	「障害者の権利に関する条約」批准
平成 27 年(2015 年)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」施行
平成 28 年(2016 年)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行
	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」
	「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」施行

1-3 愛知県の動き

県は、平成9年（1997年）に「人権尊重の愛知県を目指して」と題した宣言を行い、様々な人権問題の解消のために行政と県民がともに努力していく姿勢を打ち出しました。

平成11年（1999年）には「愛知県人権施策推進本部」を設置、平成13年（2001年）には「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を策定し、人権施策の総合的・効果的な推進を図っています。また、平成14年（2002年）以降、5年ごとに、人権に関する県民意識調査を実施しています。

平成7年（1995年）	「あらゆる差別の撤廃に関する請願」採択
平成9年（1997年）	「人権尊重の愛知県を目指して」宣言
平成11年（1999年）	「愛知県人権施策推進本部」設置
平成12年（2000年）	「県政モニターアンケート」実施
平成13年（2001年）	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」策定
平成14年（2002年）	「人権に関する県民意識調査」実施
平成19年（2007年）	「人権に関する県民意識調査」実施
平成24年（2012年）	「人権に関する県民意識調査」実施
平成26年（2014年）	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」改定
平成29年（2017年）	「人権に関する県民意識調査」実施
平成31年（2019年）	「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」改定

1-4 豊川市の動き

本市は、旧宝飯郡4町との合併後、平成23年(2011年)に新市民憲章を制定し、「次代へつなぐ共生のまち」として人権の尊さをうたっています。


平成24年(2012年)には、“市民みんなの人権が尊重され、差別・偏見がなく暮らしやすい明るい豊川市”を基本理念とする「人権教育・啓発に関する豊川市行動計画」を策定しました。

平成23年(2011年)以降、市民の人権に関する意識等を定期的に把握するため、「人権に関する市民意識調査」を継続して実施しています。

平成18年(2006年)	旧小坂井町「人権教育・啓発に関する小坂井町行動計画」改定
平成23年(2011年)	新市民憲章制定 「豊川市人権に関する市民意識調査」実施
平成24年(2012年)	「人権教育・啓発に関する豊川市行動計画」策定
平成29年(2017年)	「豊川市人権に関する市民意識調査」実施
令和2年(2020年)	「豊川市人権に関する市民意識調査」実施

また、豊川市には、第6次総合計画の他に、以下のような関連計画があります。

関連計画	策定年月
豊川市バリアフリー基本構想	平成23年(2011年)3月
豊川市住宅マスタープラン	平成24年(2012年)3月
豊川市保育所人権保育指針	平成24年(2012年)3月
第2期豊川市教育振興基本計画	平成29年(2017年)3月
とよかわ市民協働推進計画(2018-2025)	平成30年(2018年)3月
第3次豊川市地域福祉計画	平成30年(2018年)3月
第2期豊川市子ども・子育て支援事業計画	令和2年(2020年)3月
豊川市多文化共生推進プラン(2020-2024)	令和2年(2020年)3月
第3次豊川市生涯学習推進計画改訂版	令和3年(2021年)3月
第3次豊川市男女共同参画基本計画	令和3年(2021年)3月
豊川市高齢者福祉計画中間見直し	令和3年(2021年)3月
第4次豊川市障害者福祉基本計画	令和3年(2021年)3月
第6期豊川市障害福祉支援計画 ・第2期豊川市障害児福祉支援計画	令和3年(2021年)3月



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の概要



1—1 計画策定の目的


この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく計画として策定するものです。法の趣旨を踏まえ、本市における人権教育及び人権啓発に関する施策を推進する上での基本的な指針として策定するものです。

この計画を通じて、すべての人の人権が尊重され、市民一人ひとりが明るく豊かな生活を営むことができるよう策定するものです。

1—2 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和13年度までの10か年計画とします。

施策の進捗状況や国・県の施策の動向、社会構造の変化等を踏まえて、必要に応じて計画を見直します。



第2章 計画の基本的な考え方

2 基本的な考え方



2—1 計画の基本理念

第6次豊川市総合計画に記載された豊川市の将来像

『光・緑・人 輝くとよかわ』

※現計画の基本理念

「市民みんなの人権が尊重され、差別、偏見がなく暮らしやすい明るい豊川市」

(※現計画の基本理念をベースに、今後、新計画の基本理念を設定します。)

2-2 基本的な考え方と姿勢

①人権についての正しい理解を形成する

市民の人権意識を高めるためには、人権についての正しい理解を形成する必要があります。人権問題は、社会環境の変化等により、さまざまな場面、さまざまな形態で生じます。このような、人権問題に適切に向き合うため、人権教育や人権啓発を通じた人権への正しい理解の形成をめざします。

②個人の尊厳を確保し、共生社会を形成する

市民一人ひとりが自立した人間として尊厳が保たれ、自由な意思と社会的責任を担って能力を発揮することができる社会をめざします。

また、市民が、世代、性別、習慣、考え方、国籍、文化などの様々な違いを互いに認め合い、支えあうことができる共生社会の実現をめざします。

③多様な価値観を尊重する社会を形成する

社会の活力を高め、持続可能なものとしていくためには、多様な価値観を持つ市民が協力し、予測が困難な今日の社会環境の変化に対応していくことが求められます。地域や行政においては、市民に対して日ごろから地域社会への参加・参画を呼びかけるとともに、少数意見にも十分な配慮をするなど、多様な価値観を尊重する意識を高めていく必要があります。

④協働による人権問題解決への取組みを推進する

様々な人権問題を解決していくためには、市民が、多様な問題を“自分には関係ないこと”として捉えるのではなく、“自分ごと”として捉えていく意識を高める必要があります。また、地域、職場、学校などの様々な場面で生じる人権問題の解決には、行政の取組みだけでなく、市民、事業者、行政が一緒に取組む“協働”の姿勢が必要です。

第2章 計画の基本的な考え方

3 計画の体系

<現計画の体系>

		取組みの方向
人権教育・啓発の推進	1 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進	(1) 家庭における教育力の向上 (2) 地域社会における人権尊重の環境づくり (3) 学習機会の提供
	2 学校等における人権教育の推進	(1) あらゆる教育活動を通じた人権尊重の教育の充実 (2) 教職員・保育士の指導力の向上 (3) 安心して楽しく学ぶための環境づくり (4) 家庭・地域・行政との連携強化
	3 職場における人権教育・啓発の推進	(1) 市の職場における人権教育・啓発の充実 (2) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の充実 (3) 企業等への啓発の充実
	4 行政における人権啓発活動の推進	(1) 啓発活動の充実 (2) 人権侵害に対する相談・支援体制などの充実
重要課題	1 女性	(1) 男女が互いに人権を尊重できる人づくり (2) 仕事と生活が調和する社会づくり (3) 女性の参画の促進
	2 子ども	(1) 子どもの人権を尊重する意識づくり (2) 豊かな人間性を育む教育の推進 (3) 人権保育の推進（子どもの人権を守る保育の推進） (4) 子どもが健やかに育つ環境づくりと子どもの参画促進
	3 高齢者	(1) 高齢者の人権を尊重する意識づくり (2) 安心して介護サービスを受けられる環境づくり (3) 高齢者の自立と生きがいづくりへの支援 (4) 高齢者やその家族が安心して暮らすための支援・環境整備
	4 障害者	(1) 障害者の人権を尊重する意識づくり (2) 障害者の自立と社会参加の促進 (3) 障害者や家族の生活支援
	5 同和問題	(1) 同和・人権教育及び啓発活動の推進 (2) 小坂井文化センターの有効活用 (3) 自立支援による地域での生活の安定向上 (4) えせ同和行為の排除
	6 外国人	(1) 共生社会の形成 (2) 外国人の円滑なコミュニケーション環境づくり
	7 HIV感染者・ハンセン病患者等	(1) 感染症患者などの人権を尊重する意識づくり (2) 感染症患者などの自立と社会参加の支援
	8 さまざまな人権	(1) 個人情報保護の体制強化 (2) さまざまな人権問題に対する人権意識の高揚

<新計画の体系（案）>

		取組みの方向
I 人権教育・啓発の推進	1 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進	(1) 家庭における教育力の向上 (2) 地域社会における人権尊重の環境づくり (3) 学習機会の提供
	2 学校等における人権教育の推進	(1) あらゆる教育活動を通じた人権尊重の教育の充実 (2) 教職員・保育士の指導力の向上 (3) 安心して楽しく学ぶための環境づくり (4) 家庭・地域・行政との連携強化
	3 職場における人権教育・啓発の推進	(1) 市の職場における人権教育・啓発の充実 (2) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の充実 (3) 企業等への啓発の充実
	4 行政における人権啓発活動の推進	(1) 啓発活動の充実 (2) 人権侵害に対する相談・支援体制などの充実
II 重要課題	1 女性	(1) 男女が互いに人権を尊重できる人づくり (2) 仕事と生活が調和する社会づくり (3) 女性の参画の促進
	2 子ども	(1) 子どもの人権を尊重する意識づくり (2) 豊かな人間性を育む教育の推進 (3) 人権保育の推進（子どもの人権を守る保育の推進） (4) 子どもが健やかに育つ環境づくりと子どもの参画促進
	3 高齢者	(1) 高齢者の人権を尊重する意識づくり (2) 安心して介護サービスを受けられる環境づくり (3) 高齢者の自立と生きがいづくりへの支援 (4) 高齢者やその家族が安心して暮らすための支援・環境整備
	4 障害者	(1) 障害者の人権を尊重する意識づくり (2) 障害者の自立と社会参加の促進 (3) 障害者や家族の生活支援
	5 同和問題（部落差別）	(1) 同和・人権教育及び啓発活動の推進 (2) 小坂井文化センターの有効活用 (3) 自立支援による地域での生活の安定向上 (4) えせ同和行為の排除
	6 外国人	(1) 共生社会の形成 (2) 外国人の円滑なコミュニケーション環境づくり
	7 HIV感染者・ハンセン病患者等	(1) 感染症患者などの人権を尊重する意識づくり (2) 感染症患者などの自立と社会参加の支援
	8 インターネットによる人権侵害	(1) インターネットにおける人権問題への理解の促進 (2) インターネットに関する学習機会の充実
	9 性的マイノリティ	(1) 性的マイノリティへの理解の促進 (2) 多様性を認める生活環境づくり
	10 刑を終えて出所した人	(1) 再犯防止対策についての理解の促進 (2) 保健・福祉サービスの利用促進
	11 さまざまな人権	(1) 個人情報保護の体制強化 (2) さまざまな人権問題に対する人権意識の高揚